

部活動の在り方に関する方針

1. 方針策定の趣旨等

本方針は、東海大学付属望星高等学校の運動部並びに文化部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい実施環境を構築するという観点に立ち、運動部並びに文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや文化活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

東海大学付属望星高等学校（以下「学校」という。）は、原則として本方針に則り、持続可能な活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。

2. 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア. 本校では、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ. 上記アの活動方針及び活動計画等を生徒、保護者、教職員に周知する。

ウ. 上記アに関し、部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、必要に応じて支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア. 生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ. 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、

学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

- ウ. 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動並びに芸術文化等の活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ. 教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア. 顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。又、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ. 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう指導を行う。
- ウ. 文化部顧問は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し指導を行う。

尚、運動部・文化部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

部顧問は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体が作成した指導手引を活用して、「部活動に係る活動方針」に基づく指導を行う。

4. 適切な休養日等の設定

ア. 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

又、文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスの取れた生活を送ることができるよう、以下の基準とする。

【休養日】

学期中は、週あたり、少なくとも1日を休養日とする。休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。

【活動時間】

1日の活動時間は、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うことに主眼を置き、設定する。

イ. 2(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ. 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5. 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズ、通信制高等学校の環境を踏まえた運動・文化部の設置

登校機会が多くない通信制高等学校においても、生徒の自発的な活動への参加によって、自主性、積極性を高め、友人関係を広げ、学校生活をより豊かにするものとして有効な活動であり、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような活動を行うことができるよう設置、継続に努める。

(2) 地域との連携等

ア. 運動部では生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等に心がける。

イ. 文化部では生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携を図る。保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める。

ウ. 学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下、又、教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。